

小牧市地域協議会に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小牧市自治基本条例(平成27年小牧市条例第7号)第14条第1項に規定する地域自治組織のうち、地域協議会(地域で支え合い、及び助け合うための組織をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域等)

第2条 地域協議会を設置する区域は、概ね小学校区とする。

2 地域協議会は、前項の区域につき、1団体に限り設立することができるものとする。

(構成員)

第3条 地域協議会の構成員は、当該地域協議会の区域内の市民(市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいう。)とする。

(認定)

第4条 地域協議会は、次の各号のいずれにも該当する団体で、市長の認定を受けたものとする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者及び役員を選出方法及びその役割、予算の決定及び決算の報告、規約の制定改廃方法その他必要な事項について、規約を定めていること。
- (2) 代表者及び役員を選出及び運営が、規約及び市長が定める基準に基づき公正に行われていること。
- (3) 地域協議会の区域内の市民(以下「区域内の市民」という。)が、当該地域協議会の活動に自由に参加することができること。

(名称)

第5条 地域協議会の名称は、当該地域協議会を設置する区域の小学校区名を冠するものとする。

2 地域協議会は、地域における特色、既存団体の名称等を考慮し、通称名を設けることができるものとする。

(活動)

第6条 地域協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題の解決及び交流の促進に向けた主体的な地域づくりを行うため、次に掲げる活動を

行うものとする。

- (1) 地域の課題についての情報共有
- (2) 地域づくりの目標等に関する計画の策定
- (3) 地域の課題の解決に関する事業の企画及び実施
- (4) 区域内の市民の交流促進に関する事業の企画及び実施
- (5) その他地域協議会の目的を達成するため必要な活動

2 地域協議会は、区域内の市民に対し、活動への参画の啓発及び活動に関する情報提供に努めるものとする。

3 地域協議会は、市、他の地域協議会及び各種団体と相互に連携し、及び協力して活動することができるものとする。

(宗教的活動等の禁止)

第7条 地域協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを目的とする活動その他宗教的活動
- (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動その他政治的活動
- (3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある活動

(市の支援等)

第8条 市は、地域協議会の主体性を尊重し、地域協議会の安定した運営及び活動の推進を図るため、地域協議会に対し、財政支援、人的支援その他地域協議会の活動に関する必要な支援をするものとする。

2 市は、地域協議会の設立を推進するため、地域協議会設立準備委員会（第4条の認定を受けるため、役員、規約、予算等に関する協議、各種団体との調整その他地域協議会の設立の準備を行う団体をいう。以下同じ。）に対し、財政支援、人的支援その他地域協議会の設立に関する必要な支援をするものとする。

3 市は、地域協議会及び地域協議会設立準備委員会に対して、運営及び活動並びに設立の準備に関する提案及び助言をすることができるものとする。

4 市は、前3項に規定する支援、提案及び助言をするための基本的な方

針を定めるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、地域協議会が第4条各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は第7条各号のいずれかに該当する活動をしたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。